

奈良市景観計画 西の京歴史的景観形成重点地区

世界遺産である薬師寺や唐招提寺の東側にあたり、世界遺産のハーモニーゾーンとして、世界遺産との関係を十分に考慮した景観形成が求められる地区です。地区の北部は市街化区域であり、住宅を中心とするなかに農地が点在して残る市街地景観が広がっています。一方、地区の南部は市街化調整区域であり、農地を中心とするなかに住宅地が点在する広がりのある農地景観となっています。

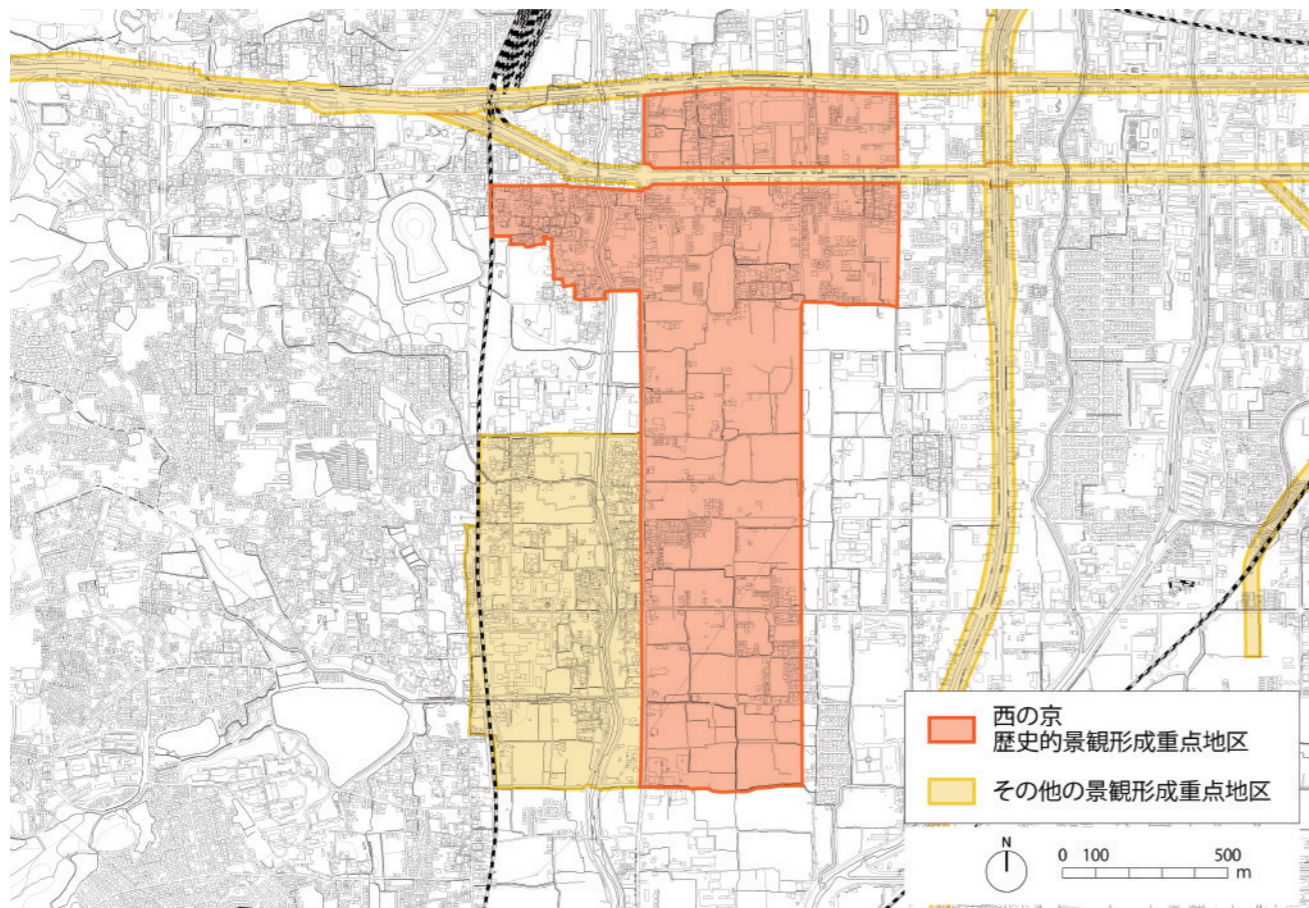


建築物等の景観誘導や景観阻害要素の修景、地区南部の農空間の保全などを通じて、西の京一帯からの東大寺大仏殿や興福寺五重塔、若草山、春日山などの奈良盆地東部の歴史的資産や山並みへの眺望景観をつくりだす、広がりゆとりを感じられる緑豊かな景観の形成を推進します。建築物等が集積する区域においては、街路から山並みへの眺望の確保や連続性のある街路景観の形成を図るとともに、水路・河川等の親水性の高い景観や点在する農地をオープンスペースとして活かした緑豊かな景観の形成を図ることにより、水と緑の豊かな住環境づくりを推進します。

また、地区南部などにみられる広がりのある農地は、農空間としての保全に努め、当地区からの山並みへの眺望景観並びに西の京大池から東大寺大仏殿や若草山・春日山等への眺望景観の保全を図ります。

指定区域図

西の京風致地区東側のハーモニーゾーン（面積：約 132ha）
（大宮通り沿道景観形成重点地区以南の歴史的環境調整区域から西の京風致地区）



景観形成基準 その1

項目	景観形成基準	解説ページ		
共通	a-1	・景観区域・景観軸の景観形成方針並びに景観形成重点地区の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。	115	
	a-2	・伝統的な町家や農家等が残る敷地においては、構成する歴史的建築物や工作物、樹木等の保存並びに旧態の復原に努めること。	115	
	a-3	・『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重要眺望景観」を阻害しない配置・規模、形態・意匠とすること。	15	
建築物の建築等	配置規模	a-4	・威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。	16-17
		a-6	・現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避けること。	18
		a-7	・現在の町並みを形成している歴史的な敷地の形状を維持するよう努めること。	116
		a-10	・農地の広がり感を阻害しないこと。	18
	形態意匠	a-11	・長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。	19
		a-12	・周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。	19
		a-16	・道路に面する屋根（下屋を含む）は、勾配屋根を用い、勾配は10分の3から10分の7、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm程度とすること。	118
		a-18	・道路に面する1階及び2階（ならまち・きたまちC地区は1階のみも可）の外壁には、庇（庇の出は60cm以上、勾配は10分の3から10分の4.5）を設けること。	119
		a-19	・道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より90cm以上後退すること。	120
		a-20	・道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とし、格子窓などの伝統的な意匠をモチーフに生かすこと。	120
		a-21	・屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等により、道路等から見えないようにすること。	121
		a-22	・配管やダクト類等の壁面設備や室外機等は、道路等に露出して設置しないこと。やむを得ない場合は、外壁面と同色仕上げや緑化による遮蔽などの措置を講ずること。	23
		a-23	・道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から洗濯物や設備等が直接見えない措置を講ずること。	23
		a-24	・道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。	24
		a-25	・屋根や外壁に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒、濃灰、濃茶、濃紺の模様が目立たないものとする。	24
	色彩材料	a-26	・屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	121-123
		a-28	・多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。	31
		a-29	・パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。	32
		a-32	・外壁に使用する主要な材料・仕上げは、光沢のないものとする。	32
		a-33	・外観に光源等の装飾を施さないこと。	124
	緑化外構等	a-34	・駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。	33
		a-35	・在来種等を用いた樹木や生垣等により、敷地面積の3%以上を緑化すること。なお、緑化は敷地の道路側に行い、高木・中木・低木等を組み合わせるなど、量感と連続性の創出に配慮すること。	125
		a-36	・夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。	33

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

奈良市景観計画 西の京歴史的景観形成重点地区

景観形成基準 その2

項目	景観形成基準	解説 ページ
工作物の 建設等	a-37	126
	a-40	127
	a-41	34
開発行為 土地の形質 の変更等	a-42	35
	a-43	128
	a-44	36
	a-45	36
	a-46	128
物件の堆積	a-49	38
	a-50	38

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

地区のデザインイメージ

西の京

配置・規模

- 農地の広がり感を阻害しない

屋根形状

- 勾配屋根
勾配：3/10～7/10
軒の出：60cm以上
ケラバの出：30cm程度

壁面の位置

- 3階以上の道路側外壁面は、1階の外壁面より90cm以上後退

敷地

- 歴史的な敷地形状を維持

屋上設備・塔屋

- ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等による見え方の配慮

庇

- 1、2階に庇
勾配：3/10～4.5/10
庇の出：60cm以上

外壁材料・仕上げ

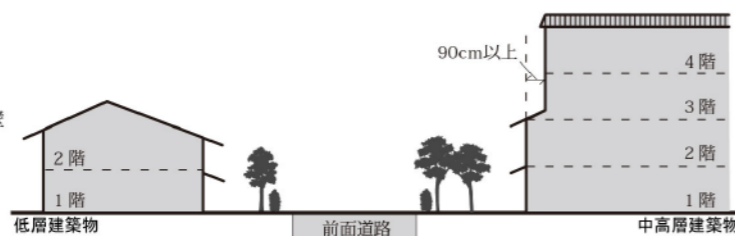
- 光沢のないもの
光源等の装飾を施さない

色彩

- 色彩基準 2-②

緑化

- オープンスペースは可能な限り在来種等で緑化
緑化面積：敷地面積の3%以上（敷地の道路側）



色彩基準

基準区分	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	2-②		2-②	
色相	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	1.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	2.0 以下		
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	3.0 以下		
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
その他色相	×	×	×	×
無彩色	7.0 超	×	4.0 超	×
	2.0 以上 7.0 以下	○		
	2.0 未満	×	4.0 以下	○

※：低層部（1・2階）の外壁等に限っては、無彩色についてはN9.0以下も認める。

詳細を示した、『奈良市景観計画』や基準をイラスト化した『奈良市景観ガイドライン』は奈良市ホームページをご覧ください。
 （奈良市役所ホームページのトップページ）→上部「くらし・手続き」
 →「住まい・引っ越し」→「景観・風致・屋外広告物等」